

## 女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立し、心も身体も健康な毎日を過ごすことで、個人の能力を十分に発揮させることができるように、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 2021年4月1日から2024年3月31日までの3年間

2. 目標と実施時期、取組内容

### 目標1 <次世代育成支援対策推進法に基づく目標>

#### 社員への育児・介護休業に関する制度の見直しと周知

<実施時期・取組内容>

- 2021年 4月～ 就業規則や制度を社内報にて情報を発信する。
- 2022年 4月～ 管理職を対象に、制度や育児・介護休業法の説明会を実施。  
現状の制度の実態調査報告、制度の利用を職場へ促す。

### 目標2 <次世代育成支援対策推進法に基づく目標>

#### 男性社員の育児参加（育児休業や年休取得）の促進

<実施時期・取組内容>

- 2021年 4月～ 社内報にて、育児休業についての情報の発信。
- 2022年 4月～ 管理職を対象に、男性が育児休業を取得する事に対するアンケート調査。（実態把握）
- 2022年 10月～ 管理職に調査結果報告をし、取得しやすい環境ができるように教育を実施。

### 目標3 <次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法に基づく目標>

#### フレックスタイム制の利用率を35%以上とする

<実施時期・取組内容>

- 2021年 4月～ 管理職会議でフレックスタイム制を利用する場合の問題点を洗い出し推進を検討。
- 2022年 4月～ 業務内容により、フレックスタイム制の利用を推進。
- 2023年 4月～ 利用率の実態調査。結果を管理職会議で報告し35%に満たない場合は、総務部より個別に状況を確認し利用を促す。